廃棄物・資源循環分野のフィジカル AI コンソーシアム
規　約

第１章　総則

（名称）

第１条　本コンソーシアムは、「廃棄物・資源循環分野のフィジカル AI コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（目的）

第２条　本コンソーシアムは、人手不足の深刻化、製品の多様化及び分別品目の増加、リチウムイオン電池等の発火のおそれがある物の混入等の課題に直面する廃棄物処理・資源循環分野における AI ロボティクス（以下「フィジカル AI」という。）の社会実装を加速するため、技術の供給側と需要側をはじめとする官民の関係主体間の連携及び情報共有を円滑にし、業界全体の機運を醸成することを目的とする。

（適用）

第３条　本規約は、本コンソーシアムの運営及び活動並びに会員に適用する。

２　会員は、本規約のほか、本規約に基づき事務局が別に定める細則等を遵守するものとする。

第２章　活動

（活動内容）

第４条　本コンソーシアムは、第２条に定める目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

（１）情報提供及び情報共有を目的とした会合の開催

（２）会員間の連携の促進及び社会実装に向けた意見交換

（３）廃棄物処理・資源循環の現場における課題や技術への期待の集約及び今後の活動への反映

（４）フィジカル AI の導入に係る技術、事例、制度等に関する情報の収集及び発信

（５）人とロボットの協働に係る安全確保等、業界横断的な論点の整理

（６）その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

２　前項の活動において取り扱うテーマは、次に掲げるものを例とし、事務局が会員の意見を踏まえて定める。

（１）危険物（リチウムイオン電池使用製品等）の自動選別

（２）廃プラスチックの自動選別

（３）小型家電の自動選別

第３章　会員

（会員の資格）

第５条　本コンソーシアムの会員となることができる者は、本コンソーシアムの目的に賛同し、その活動に主体的に参画する意思を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）関係府省庁

（２）民間企業

（３）地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）

（４）廃棄物処理・資源循環又はフィジカル AI に関連する業界団体その他これに類する団体

２　前項各号に該当しない者であっても、事務局が本コンソーシアムの目的に照らし特に必要と認める場合には、会員とすることができる。

３　第 14 条第３項の規定により、事務局は、必要と認める場合には、大学その他の学術研究機関の役職員、学識経験者その他会員以外の者を会合に招へいすることができる。

（入会）

第６条　会員になろうとする者は、本規約に同意の上、事務局が定める方法で入会申請を行うものとする。

２　事務局は、申込者が本規約の内容に適合しないと認める場合には、入会を承認しないことができる。この場合において、事務局は、不承認の理由を開示する義務を負わない。

（会費及び費用負担）

第７条　本コンソーシアムは、会員から会費を徴収しない。

２　会員が本コンソーシアムの活動に参加するために要する旅費、通信費その他の費用は、各会員の負担とする。

（届出事項の変更）

第８条　会員は、名称及び連絡先に変更が生じた場合には、速やかに事務局に届け出るものとする。

（退会）

第９条　会員は、事務局が定める方法により事務局に届け出ることで、いつでも退会することができる。

２　会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、退会したものとみなす。

（１）解散し、又は破産手続開始の決定を受けたとき

（２）第５条に定める資格を喪失したとき

（会員資格の取消し）

第 10 条　事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要せず、当該会員の資格を取り消すことができる。

（1）本規約に違反したとき
（2）本コンソーシアムの名誉若しくは信用を毀損し、又は本コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき
（3）本コンソーシアムの運営に重大な支障を及ぼしたとき
（4）入会申請その他の届出に虚偽があったことが判明したとき
（5）次条第１項又は第２項の規定に違反したとき
（6）その他会員として不適当であると事務局が認めたとき

2　事務局は、前項の規定により会員の資格を取り消そうとする場合には、緊急を要する場合又は次条に該当する場合を除き、あらかじめ当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 11 条　会員は、自ら又はその役員若しくは従業員が、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約する。
（1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であること
（2）反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（3）自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
（5）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2　事務局は、会員が前項の規定のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要せず、直ちに当該会員の資格を取り消すことができる。

3　前項の規定による資格の取消しにより当該会員に損害が生じた場合であっても、環境省及び事務局は、一切の責任を負わない。

第４章　運営

（運営）

第 12 条　本コンソーシアムは、環境省が主催し、運営する。

2　環境省は、本コンソーシアムの運営に関する事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

（事務局）

第 13 条　本コンソーシアムの事務局は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課に置く。

2　事務局は、前条第２項の規定により委託を受けた者（以下「運営受託者」という。）と協力して、次に掲げる事務を行う。

（１）会員の入会、退会、資格の取消し等の管理

（２）会合の企画、開催及び運営

（３）会員への連絡及び情報提供

（４）本コンソーシアムの活動の記録及び公表

（５）その他本コンソーシアムの運営に必要な事務

3　運営受託者は、事務局の指示に基づき前項の事務を行うものとし、当該事務を通じて知り得た会員に関する情報を本コンソーシアムの運営以外の目的に利用してはならない。

（会合）

第 14 条　事務局は、会員を対象とした会合を開催する。

2　会合は、原則として年２回程度開催するほか、事務局が必要と認める場合に随時開催する。

3　事務局は、必要と認める場合には、学識経験者その他会員以外の者を会合に招へいし、意見を聴取し、又は講演を依頼することができる。

（オブザーバー）

第 15 条　事務局は、関係行政機関その他事務局が適当と認める者を、オブザーバーとして本コンソーシアムの活動に参加させることができる。

2　オブザーバーについては、その性質に反しない限り、第５章及び第６章の規定を準用する。

第５章　情報等の取扱い

（秘密保持）

第 16 条　会員は、本コンソーシアムの活動を通じて他の会員又は事務局から開示された情報であって、開示の際に秘密である旨が明示されたもの（以下「秘密情報」という。）を、開示者の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本コンソーシアムの活動の目的以外に使用してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

（１）開示を受けた時点で既に公知であった情報

（２）開示を受けた後、自らの責めによらず公知となった情報

（３）開示を受けた時点で既に自ら保有していた情報

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

（５）秘密情報によることなく独自に開発した情報

3　会員は、法令又は裁判所若しくは行政機関の命令等により秘密情報の開示を求められた場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。この場合において、会員は、可能な限り事前に開示者にその旨を通知するものとする。

4　会員は、本コンソーシアムの活動において、秘密情報の開示を義務付けられるものではない。会員は、自らの営業秘密等の開示の要否を慎重に判断するものとする。

5　環境省が保有する情報の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律その他の法令の定めるところによる。

（知的財産権等）

第 17 条　会員が本コンソーシアムの活動において提供した資料その他の情報に係る知的財産権は、当該情報を提供した会員又は正当な権利者に帰属するものとし、本コンソーシアムへの提供により、移転又は許諾されるものではない。

2　本コンソーシアムの活動の成果として事務局が作成した報告書、議事概要その他の資料（以下「成果物」という。）の著作権は、環境省に帰属する。

（個人情報の取扱い）

第 18 条　事務局は、会員から取得した担当者及び参加者の氏名、所属、連絡先その他の個人情報を、本コンソーシアムの運営に必要な範囲で利用し、関係法令に従い適正に管理する。

2　事務局は、会員間の連携を促進するため、本人の同意を得た範囲で、前項の個人情報を他の会員に提供することができる。

（情報の公表）

第 19 条　事務局は、会員の名称を、ウェブサイトその他の方法により公表することができる。

2　事務局は、会合の開催概要、議事概要及び成果物を公表することができる。この場合において、事務局は、秘密情報を含めず、発言者の個人名を特定しない形で公表するものとする。

3　会員は、本コンソーシアムの会員である旨を対外的に表示することができる。ただし、環境省が当該会員又はその製品若しくはサービスを推奨し、又は認証しているかのような誤認を与える表示をしてはならない。

第６章　雑則

（免責）

第 20 条　環境省及び事務局は、本コンソーシアムの活動を通じて提供される情報の正確性、完全性、有用性等について保証せず、会員が当該情報を利用したことにより生じた損害並びに会員間及び会員と第三者との間の紛争について、一切の責任を負わない。ただし、環境省又は事務局の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

2　環境省は、やむを得ない事情がある場合には、本コンソーシアムの活動の全部又は一部を変更し、中断し、又は終了することができる。

（規約の変更）

第 21 条　環境省は、必要と認めるときは、本規約を変更することができる。

2　環境省は、本規約を変更する場合には、変更後の規約の内容及び効力発生日を、あらかじめ会員に通知し、又はウェブサイトに掲載する方法により周知する。効力発生日以後に退会しな

かった会員は、変更後の規約に同意したものとみなす。

（存続条項）

第 22 条　会員が退会し、若しくは資格を取り消された場合又は本コンソーシアムの活動が終了した場合であっても、第 16 条の規定は会員の資格を喪失した日又は活動が終了した日から３年間、第 17 条及び第 20 条の規定はその後も、なお効力を有する。

（協議）

第 23 条　本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた事項については、環境省及び会員が信義に従い誠実に協議の上、解決するものとする。

附　則

１　本規約は、令和８年 11 月 13 日から施行する。

２　本コンソーシアムの当初の活動期間は、本規約の施行の日から令和９年３月 31 日までとする。その後、毎年度３月 31 日までに事務局より解散の通知がない場合は、活動期間を１年間延長するものとし、以降も同様とする。